

東信高等学校体育連盟表彰規定

昭和61年9月26日制定・施行	平成3年2月26日	改正	
平成6年3月1日	改正	平成11年3月2日	改正
平成13年2月27日	改正	平成14年12月14日	改正
		平成20年4月15日	改正

- 第 1 条 この規定は、東信高等学校体育連盟（以下本連盟という）の向上・発展に尽力し、その功績が顕著であった者を表彰するために定めるものである。
- 第 2 条 前条の目的を達成するために、表彰委員会（以下委員会という）を設ける。
- 第 3 条 委員会の構成は次のとおりとし、本連盟の会長がこれを招集する。
委員長（1名）会長、副委員長（2名）副会長、
委員（8名）理事長・副理事長・定時制理事・事務局1名・専門部4名
の以上11名によって構成する。
- 第 4 条 委員長は、委員会を代表し会議を統轄する。副委員長は、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 第 5 条 委員会は、各学校ならびに各専門部より推薦を受けた者について審議し被表彰者を決定する。
- 第 6 条 被表彰者は次のいずれかに該当する者であることを要する。
1. 本連盟の振興・発展に尽力し、特に功績の大であった者。
2. 高等学校体育大会、及びこれに準ずる大会において、優秀な成績を収めた生徒もしくはチーム。
3. 上記2に該当する優秀選手を育成した指導者。
- 第 7 条 本規定の変更は、評議員会において決定する。
- 第 8 条 功労賞・育成賞は表彰状と記念品（額）、栄光賞（団体）は盾、栄光賞（個人）は表彰状と記念品（額）を贈呈し、功労賞・育成賞は評議員会で、栄光賞は各該当学校長より授与する。
- 第 9 条 この規定の実施は別に定める細則による。尚、細則の変更については、表彰委員会において行う。

東信高等学校体育連盟表彰規定施行細則

本連盟は以下のように表彰規定細則を定め、その年度最終評議員会において該当者のある場合はその者を表彰する。

1. 表彰の対象

本連盟加盟校の教職員及び生徒、ならびに本連盟に特に貢献した者とする。ただし、県高体連より表彰された者は除く。

2. 功労賞・育成賞・栄光賞の表彰候補者については、表彰委員会において審議・決定する。

(1) 功労者の表彰

◎本会の発展のために役員として、その功績が顕著な者。(副会長、常任理事、専門委員長等)

(2) 育成賞の表彰

◎会長が表彰に価すると認めた者

- 1) 優秀選手の育成に顕著な業績をあげた者
- 2) 栄光賞表彰選手・団体を指導した者
- 3) 永年にわたって選手育成に貢献した者

※同一指導種目、同一個人選手の育成による者の表彰は1回限りとする。

(3) 栄光賞の表彰

◎その年度において、優秀な成績を収めた団体チーム及び個人選手

- 1) 団 体 長野県高等学校(総合・新人)体育大会優勝チーム (16チーム以上の参加を要する)
長野県高等学校定時制通信制総合体育大会優勝チーム (推薦は除く)
北信越高等学校(総合・定通)体育大会優勝・準優勝チーム
全国高等学校(総合・定通)体育大会8位以内チーム
- 2) 個 人 北信越高等学校(総合・定通)体育大会優勝者
全国高等学校(総合・定通)体育大会8位以内入賞者
県高校新記録樹立者(公認記録であれば高体連主催以外の大会でもよい)
- 3) 駅伝、リレー(陸上、水泳、スケート、スキー)は団体扱いとする。

(4) 特別栄光賞の表彰

◎日本代表として参加した生徒(高体連登録種目とする。)

(5) その他各専門部の推薦により授賞に価すると思われる業績・成績を収めた者は審議の対象とする。

☆委員会専門部の順番	平成18・19年	C	平成20・21年	D	平成22・23年	E
	平成24・25年	A	平成26・27年	B	平成28・29年	C
A	弓道・バスケットボール・バレーボール・体操					
B	空手・水泳・レスリング・登山					
C	陸上・柔道・スキー・スケート					
D	剣道・ソフトテニス・サッカー・ハンドボール					
E	卓球・テニス・ソフトボール・バドミントン					

とし、任期は2年とする。